

情報システム等整備・運用連絡調整会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程（以下「規程」という。）第6条第2項に規定する局等の所管事務における情報システムの企画等及び情報通信ネットワークの整備等について局等相互間の連絡調整を図ることを目的として、情報システム等整備・運用連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 連絡調整会議は、大阪市市長直轄組織事務分掌規則第2条別表第2に掲げるデジタル統括室の担当課長及び規程第4条に規定する局等の情報統括主任で組織する。

2 デジタル統括室DX推進担当課長が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者に連絡調整会議に出席を求めることができる。

(運営)

第3条 デジタル統括室DX推進担当課長が随時、連絡調整会議を招集する。

(庶務)

第4条 連絡調整会議に係る庶務は、デジタル統括室DX推進担当において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、デジタル統括室DX推進担当課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 ICT戦略推進連絡調整会議開催要綱は、廃止する。